

豊寿苑デイサービスセンター運営規程

(指定通所介護事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊浦福祉会が設置する豊寿苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 8 前7項のほか、「下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年下関市条例第70号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 豊寿苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 下関市豊浦町大字厚母郷10442番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)

従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 2名(兼務)以上

事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- (3) 看護職員 2名(兼務)以上

利用者の健康状態の確認及び介護を行う。

- (4) 介護職員 4名(兼務)以上

利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 2名(兼務)以上

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

2 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内以外の事業所、施設の職務であっても兼務できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時50分から午後4時までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は30名(総合事業を含む)を上限とする。

(指定通所介護の内容)

第8条 指定通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 通所介護計画の作成
- (2) 入浴サービス

- (3) 食事サービス
- (4) 生活指導（相談・援助等）
- (5) レクリエーション
- (6) 機能訓練
- (7) 健康チェック
- (8) 送迎

（利用料等）

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 その他、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用 700円

(2) おむつ代 実費

(3) その他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

(4) 通常の送迎の実施地域を超えて行う指定通所介護の送迎を行った場合に要する費用は、別に定める。

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。

4 指定通所介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

5 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域は、下関市豊浦町、吉見地区、吉母地区とする。但し、離島は除く。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、指定通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのた

めのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第17条 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第20条 事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年に2回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(5) 委員会の委員長を特別養護老人ホーム豊寿苑施設長とし、虐待の防止に係る責任者とする。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第21条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営に関する留意事項）

第22条 事業所は、介護に従事する無資格の従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 事業所は、指定通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存するものとする。

- 6 事業所は、指定通所介護の利用開始に際し、利用者に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人豊浦福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

豊寿苑デイサービスセンター（指定通所介護事業）

厚生労働大臣が定める基準額

利用料（サービス提供時間 6 時間以上 7 時間未満）

要介護 1	5, 8 4 0 円／日
要介護 2	6, 8 9 0 円／日
要介護 3	7, 9 6 0 円／日
要介護 4	9, 0 1 0 円／日
要介護 5	1 0, 0 8 0 円／日

加算・減算

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	7 6 0 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2 0 円／日
入浴介助加算（Ⅰ）	4 0 0 円／日
送迎未実施減算（送迎を実施しなかった場合）	4 7 0 円（片道）減額
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	上記利用料・加減算料金額合計額に対し 1 1. 1 % の金額

その他費用

食事代	7 0 0 円
おむつ代	実費

第 9 条 2 項 4 号の送迎に要する費用

- 1 通常の送迎の実施地域を超えてから 5 k m まで 5 0 0 円
- 2 以後、1 k m ごとに 1 0 0 円を加算